

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	小松島市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.komatsushima.tokushima.jp/docs/2473.html

執行機関名 小松島市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年小松島市条例第9号)による重度心身障害者等の医療費に関する事務であつて規則で定めるもの(ひとり親等の医療費助成に関するもの)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第2の項 小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年小松島市条例第9号)による重度心身障害者等の医療費に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第一条	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第9号)第1条及び第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、もつて重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。 第2条 この条例において「重度心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者を除く。 (1)～(2) 略 (3) 別表第3に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等 (4) 別表第4に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等
⑦独自利用事務の関連規範		小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第9号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第3条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭の父母等に対する医療費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第3条第3項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第3条第3項第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
備考		